

危険物 Q & A 集

整理番号	47	区分	身近な危険物	A	3
質問	一般家庭でガソリン、灯油などを貯蔵・取り扱うことはできますか。				
回答	<p>危険物を貯蔵、取り扱うときは、消防法令や市町村条例により規制を受けることとなります。詳しい内容については、最寄りの消防署等にお問い合わせください。</p> <p>また、少量であっても、風通しの良い場所や周囲の火気厳禁など守るべきポイントはあります。</p>				
根拠法令等	消防法 第9条の4 京都市火災予防条例 第31～33条				